

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成19年11月27日
【事業年度】	第40期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	アルビス株式会社
【英訳名】	ALBIS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 実
【本店の所在の場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766（56）7200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西川 利文
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766（56）7200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西川 利文
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第40期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第1 企業の概況
    - 4 関係会社の状況
  - 第2 事業の状況
    - 4 事業等のリスク
  - 第4 提出会社の状況
    - 1 株式等の状況
      - (6) 大株主の状況
    - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
  - 第5 経理の状況
    - 1 連結財務諸表等
      - (1) 連結財務諸表
        - 注記事項
          - (セグメント情報)
            - [事業の種類別セグメント情報]
  - 第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(訂正前)

<表省略>

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. ジェーファイブ㈱については、持分が100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(訂正後)

<表省略>

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. ジェーファイブ㈱については、持分が100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3. ㈱バザールフーズについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

#### 主要な損益情報等

営業収益	<u>8,640,532千円</u>
経常損失	<u>195,753千円</u>
当期純損失	<u>383,202千円</u>
純資産額	<u>160,289千円</u>
総資産額	<u>3,817,166千円</u>

## 第2【事業の状況】

### 4【事業等のリスク】

(訂正前)

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年6月29日）現在において当社グループが判断したものです。

(1)～(6) <略>

(訂正後)

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年6月29日）現在において当社グループが判断したものです。

(1)～(6) <略>

(7) 自然災害による影響について

当社グループの直営店舗及び得意先企業店舗は、北陸地方に集中展開しております。このため、大規模地震や風水害などの自然災害が同地方に発生した場合には、多数の店舗が被害を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に著しい支障が生じ、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

(6)【大株主の状況】

(訂正前)

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社マルイチ産商	長野県長野市市場三丁目48番	776	2.30
計	—	12,069	35.73

(注) <略>

(訂正後)

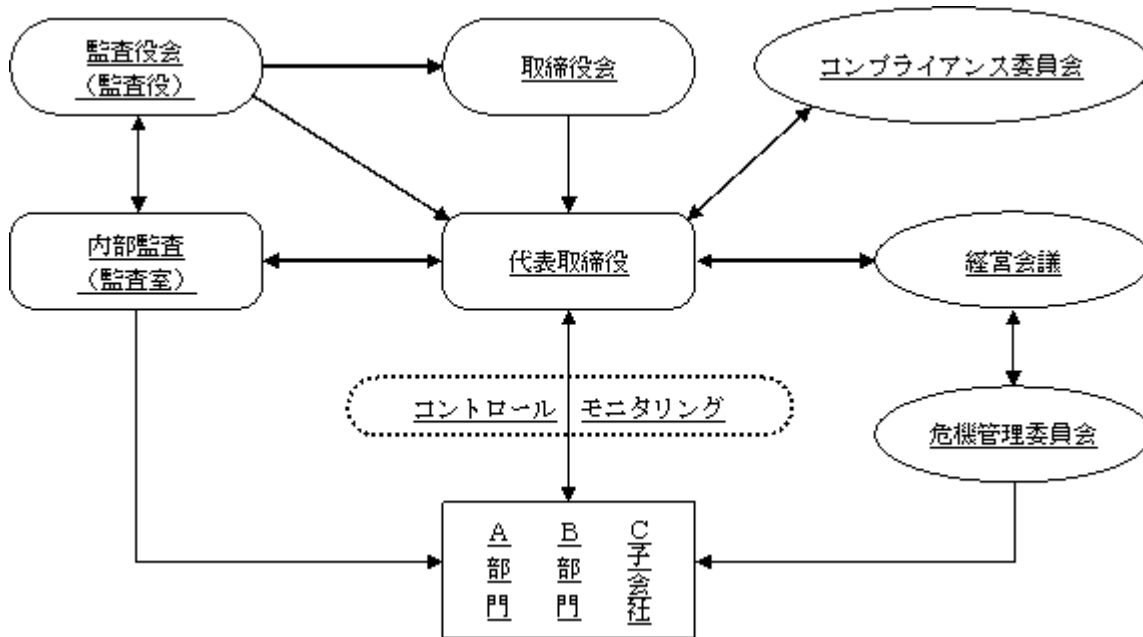
平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社マルイチ産商	長野県長野市市場3番地48	776	2.30
計	—	12,069	35.73

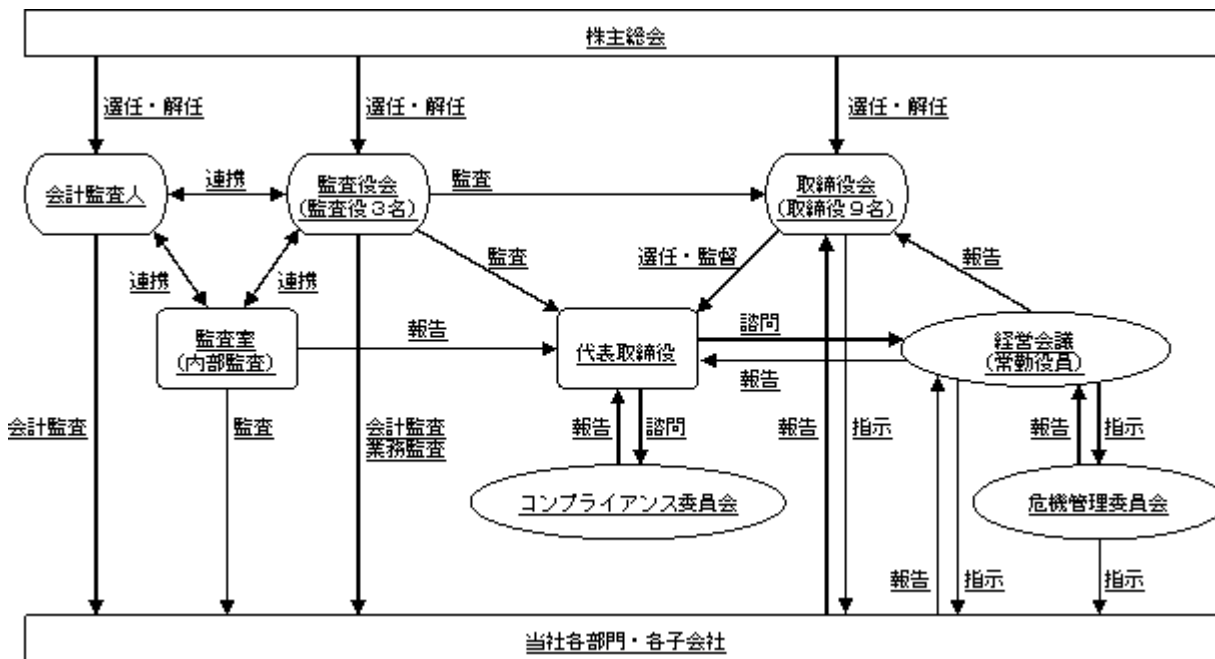
(注) <略>

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

- (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況  
 ② 会社の機関・内部統制の関係を分かりやすく示す図表  
 (訂正前)



(訂正後)



⑥ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

(訂正前)

社外取締役は、筆頭株主である三菱商事株式会社からの派遣と地場の東証1部上場企業コーセル株式会社取締役会長の2名であります。業界及び企業文化の異なる社外取締役の存在が、多角的な視点での経営の意思決定に貢献しております。

社外監査役は、弁護士と公認会計士の2名であり、コンプライアンスの視点から取締役を牽制し、顧問弁護士とともにリスクマネジメントに貢献しております。

なお、社外取締役及び社外監査役とは、取引関係等の利害関係は存在しません。

(訂正後)

社外取締役は、筆頭株主である三菱商事株式会社からの派遣と地場の東証1部上場企業コーセル株式会社取締役会長の2名であります。業界及び企業文化の異なる社外取締役の存在が、多角的な視点での経営の意思決定に貢献しております。

社外監査役は、弁護士と公認会計士の2名であり、コンプライアンスの視点から取締役を牽制し、顧問弁護士とともにリスクマネジメントに貢献しております。

社外取締役館久晴は、当社株式80,000株を保有しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、上記以外の資金的関係または取引関係等の利害関係はありません。

(7) 取締役の選任の決議要件

(訂正前)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

注記事項

(セグメント情報)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）

(訂正前)

<表省略>

- (注) 1. 事業区分の方法……事業区分は販売方法、商品及び役務の種類・性質等を勘案して分類しております。
2. 各区分に属する主要な商品の名称
- (1) 卸売事業……食料品及び雑貨
- (2) 小売事業……食料品及び雑貨
- (3) その他……商業施設用地開発事業・小売業に対する経営指導
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は864,245千円であります。その主なものは親会社の本社管理部門に係る費用であります。
4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、12,315,320千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
5. 減価償却費及び資本的支出には、ソフトウェア及び長期前払費用とその償却額が含まれております。

(訂正後)

<表省略>

- (注) 1. 事業区分の方法……事業区分は販売方法、商品及び役務の種類・性質等を勘案して分類しております。
2. 各区分に属する主要な商品の名称
- (1) 卸売事業……食料品及び雑貨
- (2) 小売事業……食料品及び雑貨
- (3) その他……商業施設用地開発事業・不動産賃貸など
3. 卸売事業から小売事業への商品販売について、売上高は連結上相殺消去されておりますが、そこで発生する利益については、卸売事業に計上されております。
4. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は864,245千円であります。その主なものは親会社の本社管理部門に係る費用であります。
5. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、12,315,320千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
6. 減価償却費及び資本的支出には、ソフトウェア及び長期前払費用とその償却額が含まれております。

当連結会計年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

（訂正前）

<表省略>

- (注) 1. 事業区分の方法……事業区分は販売方法、商品及び役務の種類・性質等を勘案して分類しております。
2. 各区分に属する主要な商品の名称
- (1) 卸売事業……食料品及び雑貨
- (2) 小売事業……食料品及び雑貨
- (3) その他……商業施設用地開発事業・小売業に対する経営指導
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,269,899千円であります。その主なものは親会社の本社管理部門に係る費用であります。
4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、11,392,367千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
5. 減価償却費及び資本的支出には、ソフトウェア及び長期前払費用とその償却額が含まれております。

（訂正後）

<表省略>

- (注) 1. 事業区分の方法……事業区分は販売方法、商品及び役務の種類・性質等を勘案して分類しております。
2. 各区分に属する主要な商品の名称
- (1) 卸売事業……食料品及び雑貨
- (2) 小売事業……食料品及び雑貨
- (3) その他……商業施設用地開発事業・不動産賃貸など
3. 卸売事業から小売事業への商品販売について、売上高は連結上相殺消去されておりますが、そこで発生する利益については、卸売事業に計上されております。
4. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,269,899千円であります。その主なものは親会社の本社管理部門に係る費用であります。
5. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、11,392,367千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
6. 減価償却費及び資本的支出には、ソフトウェア及び長期前払費用とその償却額が含まれております。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

公告掲載方法 (貸借対照表及び損益計算書掲載のホームページアドレス)	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <u>(<a href="http://www.albis.co.jp/">http://www.albis.co.jp/</a>)</u>

(訂正後)

公告掲載方法 (貸借対照表及び損益計算書掲載のホームページアドレス)	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <u>(<a href="http://www.albis.co.jp/ir/kessan/index.html">http://www.albis.co.jp/ir/kessan/index.html</a>)</u>

(注) 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利